

日付：2003年7月3日

提出元：小畑 至弘 イー・アクセス株式会社

題名：ダブルスペクトラム方式におけるアマチュア無線システムの
干渉対策について

- ・ ADSL 事業者各社がダブルスペクトラム方式のサービスを提供する際に、総務省 DSL 作業班報告書で記述のある下記の対策を、全ての事業者が行うことを確認する。

また、新たなスペクトルを利用する伝送方式のサービスにあたっては、アマチュア無線システム等のメタルケーブルを用いる伝送方式以外のシステムで、同じ周波数帯を利用するために相互に干渉を与えるおそれのある他のシステムへの影響に配慮することが必要である。

具体的には、2.2MHz までを使用する ADSL 方式からアマチュア無線システムに対する干渉対策としては、ITU-T 勧告案に従い、1.81M ~ 2MHz の周波数帯については DSL 伝送方式のスペクトルを -80dbm/Hz 以下に低減することにより対応し、アマチュア無線システムに対する干渉を及ぼさないよう配慮していくべきである。

(DSL スペクトル管理の基本要件 P8)

- ・ TTC 標準及びスペクトル管理上の方式においても、上記対策を反映したものを規定することを提案する。
- ・ また、消費者に対し最高速度及び速度と距離/損失の関係等を表記する際には、上記対策を前提とした表記を行うことを、事業者間において合意することを提案する。

以上